「自主　・自律・　友愛」

主体的に自ら学び　自分の行動に責任をもち　仲間とともにより良い生き方を目指す

team H 仲間

茨木市立平田中学校
生徒指導通信
第5号
生徒指導推進委員会

中学３年間で『高校を卒業する力』
『仕事を続けていく事のできる力』をつけよう

少し暑くなってきたので、制服移行期間に入ります。

本来なら5月から制服移行期間ですが、暑くなってきているので制服移行期間に入りたいと思います。

制服移行期間とは、気温によって夏服と冬服を選択し、着用できる期間です。制服移行期間中は、正しい服装であれば、夏服（ポロシャツ）でも冬服（学ラン・セーラー服）でも、どちらで登校してもかまいません。

○　暑さに応じた服装を選択しよう。
- 半そでポロシャツや夏スカートなど

○　制服ズボンの裾や、スカートを折らない。
- 折ると制服に折り目が付き傷んだり汚れたりします。

○　うちわなどは持ち込まない。
- 授業中気になり集中できない生徒もいます。
- 下敷きなども同様です。
- タオルを首からかけて行動することもやめましょう。

夏服＝5 月～10 月　冬服＝10 月～5 月　（5 月と 10 月は制服の移行期間です）

被害者・加害者にならないために、注意してください！

夏に向かい暖かく、日も長くなってきています。もうすぐゴールデンウィークもあるので、みなさんが楽しく笑顔で過ごせるように注意してほしいことを３つ載せておきます。必ず意識して生活をしてください。

１つ目は【水難事故にあわないようにしよう】
- 体調がすぐれない時の遊泳はやめましょう。
- 子ども達だけでの遊泳は危険ですので必ず大人が付いていきましょう。
- 自分の泳力を過信する事なく深い所へは行かないようにしましょう。
- ふざけたり危険な遊び方をしたりすることはやめましょう。
- 津波や大雨（ゲリラ豪雨）などの気象情報に注意しましょう。
- 水温や遊泳時間に応じて休憩時間を定期的にとりましょう。

２つ目は【火遊びは絶対にしない】　　※こんな事件になることもあります。

●子どもがライターで紙製品やおもちゃなどに火をつけて遊び、放置したため燃え上がり火災となり、住宅の１室を焼きました。

●子どもがライターで火遊びしていたところ、布製のものに火がついてしまい、共同住宅の１室を焼く火災となりました。

●建物の敷地内で、子どもが路地にあるごみ類にライターで火をつけ遊んでいたところ、建物の外壁などを焼きました。

不用意に子どもだけで火を使わないようにしましょう。

３つ目は【夜遊びはしない】

【大阪府青少年健全育成条例】　…こんな内容です。知っていますか？

自由な外出時間は午後8時までです。（8時は遅い気がします。家庭でルールを設定してください。）それ以降の外出、例えばお祭りなどに出かける際は、保護者同伴とし、午後10時までに帰宅することがルールです。これは、「大阪府青少年健全育成条例」に即したものです。午後10時から翌日の午前4時までは、特別な事情がない限り、保護者同伴でも飲食店等への出入りもできませんのでご注意ください。当然、友人宅への外泊はできませんし、させてもいけません。

※　大阪府青少年健全育成条例第25条
保護者は、通勤通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。　⇒⇒⇒　◇16 歳未満の者は、午後8時から翌日の午前4時

☆保護者の皆様へ☆

４月から学年クラスが変わり、新たなスタートをきりました。生徒たちは楽しそうに日々を過ごしています。落ち着いて過ごせるよう、教職員みんなで見守りを続けています。

さて、GW が近づいてきました。この休み中にコミュニケーションを増やしていただければと思います。５号では「被害者、加害者にならないための注意喚起」「制服移行期間」について書かせていただきました。温度に合わせた服装をするようにお声掛けください。また、被害・加害者にならないよう、この機会に話し合ってみてください。子どもたちを守るために学校と協力・連携をしていきましょう。よろしくお願いいたします。